



回 覧 ※各係単位での回覧をお願いします。

組合分会長

速報性の向上のために、速報の配布数は、係単位での枚数で配布しています。

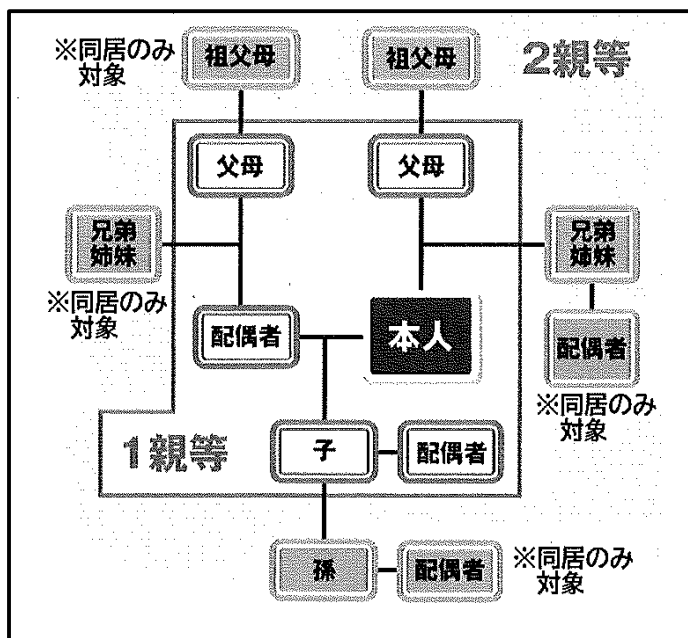
「家族の看護休暇」が創設されます！

「家族の看護休暇」について、「子の看護休暇」を拡充する形で 5 月 1 日より導入されることとなりました！（※詳細は下をご覧ください）

組合員みなさんから、「子の看護休暇」の対象が限定的であり、対象を「家族」まで拡大してほしいとの声が多く組合まで寄せられていたところであり、繰り返し要求を行ってきました。今回この要求が認められ、組合員みなさんが安心して働ける職場環境の整備を進めることができました。

これからもより良い職場環境の構築のため、取り組んでいきますので、組合活動にご理解とご協力をお願いします。

「家族の看護休暇」の対象者



【家族の看護休暇 概要】

●対象者:配偶者、1親等の親族及び2親等の親族に拡充

※祖父母、兄弟姉妹及び孫以外の2親等の親族は職員と同居している場合のみ対象

●取得日数:一の年において5日(当該親族等が2人以上の場合にあっては、10日)以内

●休暇単位:1日又は1時間

●その他:①子については、中学校就学の始期に達した以降も、休暇の対象とする。

②介護休暇、短期介護休暇の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件を撤廃(※会計年度任用職員については、この要件のみ適用する)